

議案第41号

米原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

米原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年5月1日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を被保険者に支給されることとなり、本市においてその申請書の受付事務を行うため、この案を提出するものである。

米原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

米原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年米原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第7条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（本市において行う事務）</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収ならびに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条ならびに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条および第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p><u>（8） 広域連合条例附則第7条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>（9） 前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p>	<p>（本市において行う事務）</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収ならびに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条ならびに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条および第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p><u>（8） 前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を本市において行うことに伴う改正 ・ 第8号追加に伴う号ずれ